

## 八代市骨髄等移植ドナー助成事業

**骨髄バンクにドナー登録し、骨髄などの提供をされた方に対し、提供における通院や入院などの費用を助成します！**

### 対象となる方 （次のすべてに該当する方が対象です）

日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄などの提供を完了した方

- ・骨髄などの提供を完了した日において八代市に住所があること
- ・骨髄などの提供に係る他の助成を受けていないこと
- ・市税の滞納がないこと

### 助成内容

助成は、骨髄などの提供に係る通院・入院および医師などとの面接をした日数に、2万円を乗じた額です。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とします。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄などの採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院・入院および医師などとの面接

※ 骨髄等の採取術およびこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院・入院は除きます。

### 申請に必要な書類

- (1) 八代市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書
- (2) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (3) 骨髄などの提供に係る通院・入院および医師などとの面接した日を証する書類

**申請期限は、骨髄等提供完了日の翌日から1年以内です**

【お問合せ】 八代市健康推進課（市役所2階）

 0965-33-5116

### ドナー登録とは

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れ替える（実際はドナーから採取された造血幹細胞を点滴静注する）ことにより、造血機能を回復させる治療法です。

一人でも多くの患者さんを救うためには、一人でも多くのドナー登録が必要です。

ドナーを待つ患者さんにとっては、あなたの登録が、大きな希望になります。

骨髄バンクについては



JMDP/日本骨髄バンク ホームページへ  
(<https://www.jmdp.or.jp/>)